

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令における事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項の届出補正書

東北電力株式会社

(別 表)

| 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令 | |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11条第2項 | 送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準 |
| 第12条第2項 | 第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値 |
| 第16条第2項 | 託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準 |
| 第25条第3項 | 送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準 |
| 第29条第2項 | 離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数 |
| 第29条第4項 | 離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価 |

以上

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
[第11条第2項関係]

| | 配 分 基 準 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給料手当（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 雑給（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 消耗品費（環境対策費を除く。） | 総アンシラリーサービス費にあつては、全額を送配電関連固定費に配分する。総離島供給費，総送電費，受電用変電サービス費，配電用変電サービス費，低圧配電費，高圧配電費及び給電費にあつては、送配電関連固定費と送配電関連可変費の比が一对一になるように配分する。 |
| 修繕費（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 託送料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 事業者間精算費 | 全額を送配電関連可変費に配分する。 |
| 委託費（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 養成費（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 諸費（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 地帯間購入電源費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 地帯間購入送電費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 他社購入送電費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。） | 全額を送配電関連固定費に配分する。 |
| 地帯間販売電源料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 地帯間販売送電料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を、需要の規模、設備等に応じた費用の発生の差異等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、引込線・計器・電流制限器に係る費用及び屋内配線の調査・測定に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費のうち需要家設備関連費用については、三需要種別における需要の規模、設備等に応じて費用の発生に差異がみられることから、第12条第6項第1号の割合を、これらの差異を反映した値により算定することが、より合理的な費用の配分となると判断されるため、上記基準を設定することとした。

(別紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益，電灯料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。），電力料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費，送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

| | 配 分 基 準 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 託送収益（電源線に係る収益を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 事業者間精算収益 | 全額を送配電関連可変費に配分する。 |
| 電灯料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |
| 電力料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。 |

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

[第25条第3項関係]

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第25条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

(1) 低圧で供給する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金については、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービス、臨時接続送電サービス料金については、電灯臨時定額接続送電サービス、電灯臨時接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスをそれぞれ設定する。

また、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電灯従量接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスを設定することに加え、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定める電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力時間帯別接続送電サービスを設定する。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金については、高圧標準接続送電サービスおよび特別高圧標準接続送電サービス、臨時接続送電サービス料金については、高圧臨時接続送電サービスおよび特別高圧臨時接続送電サービスをそれぞれ設定する。

また、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した高圧従量接続送電サービスおよび特別高圧従量接続送電サービスを設定することに加え、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定める高圧時間帯別接続送電サービスおよび特別高圧時間帯別接続送電サービスを設定する。

また、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時

間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整ったときは、昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を勘案し、昼間時間の最大需要電力を上回る部分に応じて割引額を算定の上、基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制、定額料金制および従量料金制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

市町村ごとに当該市町村の発電電力量および需要電力量等から潮流状況を改善すると評価できる地域を設定し、発電設備が、当該潮流を改善すると評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に算定した割引額を、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くものとする。

なお、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。

なお、これまで割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
[第29条第2項関係]

| | | |
|---|---|--------|
| 石 | 油 | 1.0000 |
|---|---|--------|

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価

[第29条第4項関係]

| 区 分 | 単 位 | 離島基準調整単価 円 銭 厘 |
|---------------------------------------|-------|-------------------|
| (1) 定額制供給 | | |
| イ. 電灯定額接続送電サービス | | |
| 電灯 | | |
| 10Wまで | 1 灯 | 0.004 |
| 20Wまで | 〃 | 0.009 |
| 40Wまで | 〃 | 0.017 |
| 60Wまで | 〃 | 0.025 |
| 100Wまで | 〃 | 0.042 |
| 100W超過100Wまでごとに | 〃 | 0.042 |
| 小型機器 | | |
| 50V Aまでの機器 | 1 機器 | 0.013 |
| 100V Aまでの機器 | 〃 | 0.025 |
| 100V A超過100V Aまでごとに | 〃 | 0.025 |
| ロ. 電灯臨時定額接続送電サービス | | |
| 50V Aまで1日につき | 1 契約 | 0.000 |
| 100V Aまで1日につき | 〃 | 0.001 |
| 100V A超過500V Aまでの100V Aまで ごとに1日につき | 〃 | 0.001 |
| 500V A超過1kV Aまで1日につき | 〃 | 0.006 |
| 1kV A超過3kV Aまでの1kV Aまで ごとに1日につき | 〃 | 0.006 |
| ハ. 動力臨時定額接続送電サービス | | |
| 1日につき | 1 kW | 0.008 |
| (2) 従量制供給 | 1 kWh | 0.001 |